



取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。)であるもの、株式又は持分を取得及び保有する投資事業であること。
二 投資事業有限責任組合の株式の取得価額の総額に対する経営力向上(事業承継等を行うものに限る)を図る中小企業者等の株式の取得価額の割合が百分の五十以上であること。
(事業再編投資)
第六条 法第二条第十三項の経済産業省令で定める事業は、投資事業有限責任組合の無限責任組合員が当該投資事業有限責任組合によりその株式を保有されている会社に対して経営資源を高めに利用する方法に係る指導を行う事業(当該会社の事業の成長発展を図るため、必要に応じ、当該会社の取締役に対し経営に関する意見を述べることを含むものに限る。)を営むことを約する投資事業有限責任組合契約に基づくものとする。
(先端設備等の要件)

第七条 法第二条第十四項の迅速に導入することが中小企業者の生産性の向上に不可欠なものとして経済産業省令で定める設備等は、直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するものであつて、次の表に掲げる指定設備に該当するものとする。

指定設備	減価償却資産の種類	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置	全ての指定設備	測定工具及び検査工具(電気又は電子を利用するものを含む。)
工具	全ての指定設備	測定工具及び検査工具(電気又は電子を利用するものを含む。)
建物附属設備	全ての指定設備	前項の設備等のうち、中小企業者の生産性の向上に特に不可欠な設備等は、事業者が策定した投資計画(次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が五パーセント以上となることが見込まれるものに限る。)に記載された投資の目的を達成するために必要なものとする。

(事業再編投資)

第六条 法第二条第十三項の経済産業省令で定める事業は、投資事業有限責任組合の無限責任組合員が当該投資事業有限責任組合によりその株式を保有されている会社に対して経営資源を高めに利用する方法に係る指導を行う事業(当該会社の事業の成長発展を図るため、必要に応じ、当該会社の取締役に対し経営に関する意見を述べることを含むものに限る。)を営むことを約する投資事業有限責任組合契約に基づくものとする。

(先端設備等の要件)

第七条 法第二条第十四項の迅速に導入することが中小企業者の生産性の向上に不可欠なものとして経済産業省令で定める設備等は、直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するものであつて、次の表に掲げる指定設備に該当するものとする。

(1) 当該大規模法人が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社	(2) 当該大規模法人及びこれと(1)に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社
(3) 設立の日以後の期間が一年未満の会社の設立後最初の事業年度(以下「設立事業年度」という。)の売上高の額に対する割合を設立事業年度の次の事業年度から前事業年度までの事業年度の数で乗根して得た割合をいう。(以下同じ。)が百分の百二十五を超えるもの	(3) 設立の日以後の期間が一年未満の会社の設立後最初の事業年度(以下「設立事業年度」という。)の売上高の額に対する割合を設立事業年度の次の事業年度から前事業年度までの事業年度の数で乗根して得た割合をいう。(以下同じ。)が百分の百二十五を超えるもの
(4) 前項の設備等のうち、中小企業者の生産性の向上に特に不可欠な設備等は、事業者が策定した投資計画(次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が五パーセント以上となることが見込まれるものに限る。)に記載された投資の目的を達成するために必要なものとする。	(4) 前項の設備等のうち、中小企業者の生産性の向上に特に不可欠な設備等は、事業者が策定した投資計画(次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が五パーセント以上となることが見込まれるものに限る。)に記載された投資の目的を達成するために必要なものとする。

(1) 設立の日以後の期間が一年未満の会社の設立後最初の事業年度(以下「設立事業年度」という。)の売上高の額に対する割合を設立事業年度の次の事業年度から前事業年度までの事業年度の数で乗根して得た割合をいう。(以下同じ。)が百分の百二十五を超えるもの

(2) 設立の日以後の期間が一年未満の会社の設立後最初の事業年度(以下「設立事業年度」という。)の売上高の額に対する割合を設立事業年度の次の事業年度から前事業年度までの事業年度の数で乗根して得た割合をいう。(以下同じ。)が百分の百二十五を超えるもの

(3) 設立の日以後の期間が一年未満の会社の設立後最初の事業年度(以下「設立事業年度」という。)の売上高の額に対する割合を設立事業年度の次の事業年度から前事業年度までの事業年度の数で乗根して得た割合をいう。(以下同じ。)が百分の百二十五を超えるもの

(4) 前項の設備等のうち、中小企業者の生産性の向上に特に不可欠な設備等は、事業者が策定した投資計画(次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が五パーセント以上となることが見込まれるものに限る。)に記載された投資の目的を達成するために必要なものとする。

(1) 設立事業年度を経過していない会社	(1) 設立の日以後の期間が二年未満の会社の設立後最初の事業年度(以下「設立事業年度」という。)の売上高の額に対する割合が百分の三十を超えるもの
(2) 設立の日以後の期間が一年未満の会社の設立後最初の事業年度(以下「設立事業年度」という。)の売上高の額に対する割合が零未満であるが、設立後の各事業年度における会社の設立後最初の事業年度における会社の設立後最初の事業年度の売上高の額に対する割合が百分の三十を超えるもの	(2) 設立の日以後の期間が一年未満の会社の設立後最初の事業年度(以下「設立事業年度」という。)の売上高の額に対する割合が零未満であるが、設立後の各事業年度における会社の設立後最初の事業年度の売上高の額に対する割合が百分の三十を超えるもの
(3) 前事業年度において試験研究費等合計額の出資金額に対する割合が百分の三十を超えるもの	(3) 前事業年度において試験研究費等合計額の出資金額に対する割合が百分の三十を超えるもの
(4) 合併又は分割により設立されたもの、及び他の事業者からその全部又は一部を譲り受けた事業を主たる事業とするものを除く。)であつて次の(1)又は(2)に掲げる会社の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める要件に該当するものである。	(4) 合併又は分割により設立されたもの、及び他の事業者からその全部又は一部を譲り受けた事業を主たる事業とするものを除く。)であつて次の(1)又は(2)に掲げる会社の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める要件に該当するものである。

業計画（当該設立事業年度における販売費及び一般管理費の合計額（事業年度の期間が一年未満の場合にあっては、当該販売費及び一般管理費の合計額を一年当たりの額に換算した額。）（2）において同じ。）が当該会社の出資金額の百分の三十を超える見込みを記載したものに限る。）を有すること。

（2）設立事業年度を経過している会社前事業年度において販売費及び一般管理費の合計額の当該会社の出資金額に対する割合が百分の三十を超えるものであること。

六 次のイからハまでのいずれかに掲げる会社の区分に応じ、当該イからハまでのいずれかに定める要件に該当するものであること。

イ 前号イに掲げるものに該当する会社株主グループ（株主の一人並びに当該株主と法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第四条第一項に規定する特殊の関係のある個人及び同条第二項に規定する特殊の關係のある法人をいう。以下この号において同じ。）のうちその有する株式の総数が投資を受けた時点において発行済株式の総数の十分の三以上であるものが有する株式の合計数が、発行済株式の総数の五分の五を超えないものであることを。ただし、株主グループのうちその有する株式の総数が最も多いものが、投資を受けた時点において発行済株式の総数の二分の一を超えないものであること。ただし、株主グループに掲げるものに該当する会社株の総数の六分の五を超えないものであること。

七 設立後の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（前条第五号ロ（2）に該当するものであることを証する場合に限る。）

八 前各号に掲げるもののほか、参考となる書類

ハ 前号ハに掲げるものに該当する会社株主グループのうちその有する株式の総数がその設立日の属する年十二月三十一日ににおいて発行済株式の総数の十分の三以上であるものが有する株式の合計数が、発行済株式の総数の百分の九十九を超えないものであること。ただし、株主グループのうちその有する株式の総数が最も多いものが、発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式を有するものにあつては、当該株式が、発行済株式の総数の百分の九十九を超えないものであること。

（特定新規中小企業者の確認）

第九条 新規中小企業者は、前条各号（同条第五号ハ及び第六号ハを除く。）に掲げる要件に該当することについて、当該新規中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（以下単に「都道府県知事」という。）の確認を受けることができる。

一 登記事項証明書

二 申請日におけるその株主名簿

三 常時使用する従業員数を証する書面

四 申請日の属する事業年度の直前事業年度（次号において「基準事業年度」という。）における貸借対照表及び損益計算書（設立事業年度を経過している場合に限る。）

五 基準事業年度の直前事業年度又は設立事業年度から基準事業年度の直前事業年度までの合計数が、発行済株式の総数の二十分の十九を超えないものであること。ただし、株主グループのうちその有する株式の総数が最も多いものが、投資を受けた時点において発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式を有するものにあつては、当該株主グループの有する株式の総数が、発行済株式の総数の六分の五を超えないものであること。

六 前条第五号ロ（1）に規定する事業計画に関する事業計画書（事業概要及び経営者の略歴（前条第五号イ（1）に掲げるもののうち、売上高成長率に係るものに該当するものであることを証する場合に限る。））

七 設立後の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（前条第五号ロ（2）に該当するものであることを証する場合に限る。）

八 前各号に掲げるもののほか、参考となる書類

ハ 前号ハに掲げるものに該当する会社株主グループのうちその有する株式の総数がその設立日の日以後の期間が五年未満の会社で受けていたところは、その内容を確認し、当該提出を受けた日から原則として一月以内に、申請者において設立後の各事業年度における営業活動によるキャッシュ・フロー（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第百十二条第一号に掲げる営業活動によるキャッシュ・フローをいう。）が零未満であるものであること。ただし、株主グループのうちその有する株式の総数が最も多いものが、設立事業年度を経過している会社前事業年度において販売費及び一般管理費の合計額の当該会社の出資金額に対する割合が百分の三十を超えるものであることを証する場合に限る。）

（都道府県知事は、第二項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受けた日から原則として一月以内に、申請者において設立後の各事業年度における営業活動によるキャッシュ・フロー（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第百十二条第一号に掲げる営業活動によるキャッシュ・フローをいう。）が零未満であるものであること。ただし、株主グループのうちその有する株式の総数が最も多いものが、設立事業年度を経過している会社前事業年度において販売費及び一般管理費の合計額の当該会社の出資金額に対する割合が百分の三十を超えるものであることを証する場合に限る。）

（都道府県知事は、あらかじめ、申請者である第二項の新規中小企業者の承諾を得て、前項の規定による確認書の交付に代えて、当該確認書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）を提供することができる。この場合において、当該都道府県知事は、同項の規定による確認書の交付を行つたものとみなす。

（設立事業年度を経過しているものに限る。）であつて、前事業年度において試験研究費等合計額の収入金額に対する割合が百分の五を超えるもの又は第八条第五号イ（2）若しくは（3）に該当するもの

（1）設立の日以後の期間が一年未満の会社（設立事業年度を経過しているものに限る。）

（2）設立の日以後の期間が一年以上二年末満の会社であつて、前事業年度において試験研究費等合計額の収入金額に対する割合が百分の五を超えるもの又は第八条第五号イ（2）若しくは（3）に該当するもの

（1）設立の日以後の期間が一年未満の会社（設立事業年度を経過しているものに限る。）

（2）設立の日以後の期間が一年以上二年末満の会社であつて、前事業年度において試験研究費等合計額の収入金額に対する割合が百分の五を超えるもの又は第八条第五号イ（3）に該当するもの

（3）設立の日以後の期間が二年以上三年未満の会社であつて、前事業年度において試験研究費等合計額の収入金額に対する割合が百分の五を超えるもの又は売上成長率が百分の百二十五を超えるもの又は第八条第五号イ（3）に該当するもの

（4）設立の日以後の期間が三年以上五年未満の会社であつて、前事業年度において試験研究費等合計額の収入金額に対する割合が百分の五を超えるもの又は売上成長率が百分の百二十五を超えるもの

（5）設立の日以後の期間が五年以上七年未満の会社であつて、前事業年度において試験研究費等合計額の収入金額に対する割合が百分の五を超えるもの又は売上成長率が百分の百二十五を超えるもの

（6）設立の日以後の期間が七年以上九年未満の会社であつて、前事業年度において試験研究費等合計額の収入金額に対する割合が百分の五を超えるもの又は売上成長率が百分の百二十五を超えるもの

（7）設立の日以後の期間が九年以上十年未満の会社であつて、前事業年度において試験研究費等合計額の収入金額に対する割合が百分の五を超えるもの又は売上成長率が百分の百二十五を超えるもの

（8）設立の日以後の期間が十年以上十一年未満の会社であつて、前事業年度において試験研究費等合計額の収入金額に対する割合が百分の五を超えるもの又は売上成長率が百分の百二十五を超えるもの

（9）設立の日以後の期間が十一年以上十二年未満の会社であつて、前事業年度において試験研究費等合計額の収入金額に対する割合が百分の五を超えるもの又は売上成長率が百分の百二十五を超えるもの

（10）設立の日以後の期間が十二年以上十三年未満の会社であつて、前事業年度において試験研究費等合計額の収入金額に対する割合が百分の五を超えるもの又は売上成長率が百分の百二十五を超えるもの

（11）設立の日以後の期間が十三年以上十四年未満の会社であつて、前事業年度において試験研究費等合計額の収入金額に対する割合が百分の五を超えるもの又は売上成長率が百分の百二十五を超えるもの

（12）設立の日以後の期間が十四年以上十五年未満の会社であつて、前事業年度において試験研究費等合計額の収入金額に対する割合が百分の五を超えるもの又は売上成長率が百分の百二十五を超えるもの

（13）設立の日以後の期間が十五年以上十六年未満の会社であつて、前事業年度において試験研究費等合計額の収入金額に対する割合が百分の五を超えるもの又は売上成長率が百分の百二十五を超えるもの

（14）設立の日以後の期間が十六年以上十七年未満の会社であつて、前事業年度において試験研究費等合計額の収入金額に対する割合が百分の五を超えるもの又は売上成長率が百分の百二十五を超えるもの

（15）設立の日以後の期間が十七年以上十八年未満の会社であつて、前事業年度において試験研究費等合計額の収入金額に対する割合が百分の五を超えるもの又は売上成長率が百分の百二十五を超えるもの

（16）設立の日以後の期間が十八年以上十九年未満の会社であつて、前事業年度において試験研究費等合計額の収入金額に対する割合が百分の五を超えるもの又は売上成長率が百分の百二十五を超えるもの

（17）設立の日以後の期間が十九年以上二十年未満の会社であつて、前事業年度において試験研究費等合計額の収入金額に対する割合が百分の五を超えるもの又は売上成長率が百分の百二十五を超えるもの

口 法人税法第百四十八条第一項に規定する  
二 前項第二号に掲げる要件に該当するものであるとの確認を受けようとする場合 次のイ及びロに掲げる書類  
イ 設立後の各事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書  
ロ 設立後の各事業年度に係るキャッシュ・フロー計算書

都道府県知事は、第一項の確認をしないときは、同項の申請の日から、原則として一ヶ月以内に、申請者である同項の新規中小企業者に対して、様式第五によりその旨を通知するものとする。

(特定新規中小企業者に係る株式の払込みの確認)

**第十一條** 法第七条の規定による確認を受けようとする法第六条に規定する特定新規中小企業者は、基準日(当該特定新規中小企業者の発行する株式の払込みの期日(払込みの期間を定めた場合には、出資の履行をした日)又は当該株式が当該特定新規中小企業者の設立に際して発行された場合は、当該設立の日(当該特定新規中小企業者が第八条第五号ハに該当する会社である場合は、当該設立の日の属する年十二月三十一日)をいう。次項第一号ロ及びニ、次項第二号イからハまで並びに第十二条の二第一項第一号において同じ。)」とし、様式第六による申請書を都道府県知事に提出するものとする。

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 当該特定新規中小企業者(第九条第一項の確認を受けていないもの及び同項の確認を受けた後にその主たる事務所を他の都道府県に移転したものに限る。以下この号において同じ。)が法第六条に規定する要件に該当することを証する書類として次に掲げる書類

二 基準日において第八条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当する旨の様式第八による宣言書

ハ 基準日におけるその株主名簿

二 イからハまでに掲げるもののほか、参考となる書類

イ 登記事項証明書

ロ 基準日におけるその株主名簿

ハ 常時使用する従業員数を証する書面

ニ 基準日の属する事業年度の直前事業年度(示において「基準事業年度」という。)における貸借対照表及び損益計算書(設立事業年度を経過している場合に限る。)

ホ 基準事業年度の直前事業年度又は設立事業年度から基準事業年度の直前事業年度ま

での事業年度における貸借対照表及び損益計算書(第八条第五号イに掲げるもののうち、売上高成長率に係るものに該するものであることを証する場合に限る。)へ第八条第五号ロ(1)又はハ(1)に規定する事業計画に係る事業計画書(事業概要及び経営者の略歴が記載されたものに限る。)(同号ロ(1)又はハ(1)に該当するものであることを証する場合に限る。)

ト 設立後の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書(第八条第五号ロ(2)に該当するものであることを証する場合に限る。)

チ 定款(会社法第四百六十六条の規定による変更をしていないものに限る。)(第八条第五号ハ及び第六号ハに掲げるもののいずれにも該当するものであることを証する場合に限る。)

リ イからハまでに掲げるもののほか、参考となる書類

二 当該特定新規中小企業者(第九条第一項の確認を受けたもの(同項の確認を受けた後にその主たる事務所を他の都道府県に移転していないものに限る。)に限る。)が法第六条に規定する要件に該当することを証する書類として次に掲げる書類

イ 第九条第四項の確認書(第一項の規定による確認の申請が行われた日の属する事業年度において交付されたものに限る。) 基準日以前に交付されたものに限る。)

ハ 個人からの金銭による払込みを受けて新株予約権を発行するときに締結した投資に関する契約書の写し

二 当該新株予約権の割当日(会社法第二百三十八条第一項第四号に規定する割当日をいう。)における新株予約権原簿

ハ 個人からの金銭による払込みを受けた日から、原則として一月以内に、申請者を受けた日から、原則として一月以内に、申請者である第一項の特定新規中小企業者に対しても、同様式第十による確認書を交付するものとする。

一 当該信託の財産として取得した当該株式の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

三 前二号に掲げるもののほか、参考となる書類

四 前項の個人が同項の特定新規中小企業者により発行される株式であつて、新株予約権(租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十五条の十一第四項各号又は第二十六条の二十八の三第三項各号に掲げる新株予約権に限る。以下この条において同じ。)の行使により発行されたものを払込みにより取得した場合にあっては、当該新株予約権を当該個人が払込みにより取得したことを証する書類として次に掲げる書類

イ 会社法第二百四十六条第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面

ハ 当該新株予約権の割当日(会社法第二百三十八条第一項第四号に規定する割当日をいう。)における新株予約権原簿

二 当該新株予約権の割当日(会社法第二百三十八条第一項第四号に規定する割当日をいう。)における新株予約権原簿

ハ 個人からの金銭による払込みを受けた日から、原則として一月以内に、申請者を受けた日から、原則として一月以内に、申請者である第一項の特定新規中小企業者に対しても、同様式第十による確認書を交付するものとする。

一 当該信託の財産として取得した当該株式の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

四 前項の個人が同項の特定新規中小企業者により発行される株式であつて、新株予約権(租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十五条の十一第四項各号又は第二十六条の二十八の三第三項各号に掲げる新株予約権に限る。以下同じ。)の財産として取得した場合にあっては、当該特定新規中小企業者は、第二項各号に掲げる書類のか、次に掲げる書類を添付するものとする。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、参考となる書類

三 前項の特定新規中小企業者により発行される株式を同項の個人が民法組合等(民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合をいう。)を通じて取得した場合には、当該特定新規中小企業者は、前項各号に掲げる書類(同項第三号ロに掲げるものを除く。)のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 当該民法組合等の組合契約書の写し

二 当該民法組合等が取得した当該株式(会社法第五十九条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第一百九十九条第一項に規定する募集株式に限る。次項第一号において同じ。)の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

五 都道府県知事は、第一項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、申請者に対する確認書の交付に代えて、当該確認書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供することができる。この場合において、当該都道府県知事は、同項の規定による確認書の交付を行つたものとみなす。

六 都道府県知事は、第五項の確認をしないときは、申請者である第一項の特定新規中小企業者に対して、同項の個人ごとに様式第十一によりその旨を通知するものとする。

七 都道府県知事は、第一項の確認をしないときは、申請者である第一項の特定新規中小企業者(第十条第一項の確認を受けていないものに限る。)は、前条第一項の確認に加え、第十条第一項第一号又は第二号に該当することについて、都道府県知事の確認を受けることができる。この場合においては、前条第一項の様式第六による申請書に代えて、様式第七による申請書を都道府県知事に提出するものとする。

四 第一項の個人が同項の特定新規中小企業者により発行される株式であつて、新株予約権(租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十五条の十一第四項各号又は第二十六条の二十八の三第三項各号に掲げる新株予約権に限る。以下同じ。)の財産として取得した場合にあっては、当該特定新規中小企業者は、第二項各号に掲げる書類のか、次に掲げる書類を添付するものとする。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、参考となる書類

五 第十二條 第八条第五号イ又はロ及び第六号イ又はロに掲げる要件に該当する特定新規中小企業者(第十条第一項の確認を受けていないものに限る。)は、前条第一項の確認に加え、第十条第一項第一号又は第二号に該当することについて、都道府県知事の確認を受けることができる。この場合においては、前条第一項の様式第六による申請書に代えて、様式第七による申請書を都道府県知事に提出するものとする。

六 第十条第二項及び第三項の規定は、前項の確認の申請について準用する。この場合においては、第十条第二項中「同条第二項」とあるのは「同条第一項」と、同条第三項中「新規中小企

業者」とあるのは「特定新規中小企業者」と、  
「様式第五」とあるのは「様式第十二」と読み  
替えるものとする。

(特定新規中小企業者に係る株式の払込みの確  
認の取消し)

**第十二条の二** 都道府県知事は、第十一条第一項  
の確認を受けた者が次のいずれかに該当するとき  
は、当該者に対し、当該確認を取り消すこと  
ができる。

一 基準日において特定新規中小企業者でない  
ことが明らかになったとき。

二 第十一条第一項の確認の申請に際して不正  
又は虚偽の申請を行つたとき。

三 都道府県知事は、前項の規定により第十一条  
第一項の確認を取り消した場合においては、当  
該確認を受けた者に対して、様式第十二の二に  
より当該確認を取り消した旨を通知し、当該確  
認に係る確認書の返還を求めるところとする。

四 都道府県知事は、第一項の規定により第十  
一条第一項の確認を取り消したときは、当該確認  
を受けた者の所在地の所轄税務署長にその旨を  
通知するとともに、その旨を公示しなければな  
らない。

(外国関係法人等に関する経済産業省令で定め  
る關係)

**第十三条** 法第十四条第一項の経済産業省令で定  
められる關係は、次の各号のいずれかに該当する關係  
とする。

一 外国の法令に準拠して設立された法人その他  
他の外国の団体(新たに設立されるものを含む。  
以下この条及び第三十二条において「外  
国法人等」という。)の発行済株式若しくは  
持分又はこれらに類似するもの(以下の条  
及び第三十二条において「株式等」という。)  
の総数又は総額の百分の五十以上に相当する  
数又は額の株式等を特定事業者が所有する  
關係

二 次のイ又はロに該当し、かつ、外国法人等  
の役員その他これに相当する者(以下の条  
及び第三十二条において「役員等」という。)  
の百分の四十以上、百分の五十未満に相当  
する数又は額の株式等を当該特定事業者が  
所有していること。

三 当該特定事業者の所有する当該他の事業  
者の発行済株式の数、出資口数又は出資  
額の百分の四十以上を特定事業者の役員又  
は職員が占める關係

四 当該特定事業者の所有する当該他の事業  
者の役員その他これに相当する者(以下の条  
及び第三十二条において「役員等」という。)  
の百分の四十以上、百分の五十未満に相当  
する数又は額の株式等を当該特定事業者が  
所有すること。

五 当該特定事業者の所有する当該他の事業  
者の発行済株式の数、出資口数又は出資  
額の百分の四十以上を当該特定事業者が  
所有していること。

六 当該特定事業者の所有する当該特定事業  
者の発行済株式の数、出資口数又は出資  
額の百分の四十以上を当該特定事業者が  
所有すること。

七 当該特定事業者の所有する当該特定事業  
者の発行済株式の数、出資口数又は出資  
額の百分の四十以上を当該特定事業者が  
所有すること。

八 当該特定事業者の所有する当該特定事業  
者の発行済株式の数、出資口数又は出資  
額の百分の四十以上を当該特定事業者が  
所有すること。

九 当該特定事業者の所有する当該特定事業  
者の発行済株式の数、出資口数又は出資  
額の百分の四十以上を当該特定事業者が  
所有すること。

十 当該特定事業者の所有する当該特定事業  
者の発行済株式の数、出資口数又は出資  
額の百分の四十以上を当該特定事業者が  
所有すること。

十一 当該特定事業者の所有する当該特定事業  
者の発行済株式の数、出資口数又は出資  
額の百分の四十以上を当該特定事業者が  
所有すること。

十二 当該特定事業者の所有する当該特定事業  
者の発行済株式の数、出資口数又は出資  
額の百分の四十以上を当該特定事業者が  
所有すること。

十三 当該特定事業者の所有する当該特定事業  
者の発行済株式の数、出資口数又は出資  
額の百分の四十以上を当該特定事業者が  
所有すること。

十四 当該特定事業者の所有する当該特定事業  
者の発行済株式の数、出資口数又は出資  
額の百分の四十以上を当該特定事業者が  
所有すること。

十五 当該特定事業者の所有する当該特定事業  
者の発行済株式の数、出資口数又は出資  
額の百分の四十以上を当該特定事業者が  
所有すること。

十六 当該特定事業者の所有する当該特定事業  
者の発行済株式の数、出資口数又は出資  
額の百分の四十以上を当該特定事業者が  
所有すること。

十七 当該特定事業者の所有する当該特定事業  
者の発行済株式の数、出資口数又は出資  
額の百分の四十以上を当該特定事業者が  
所有すること。

十八 当該特定事業者の所有する当該特定事業  
者の発行済株式の数、出資口数又は出資  
額の百分の四十以上を当該特定事業者が  
所有すること。

十九 当該特定事業者の所有する当該特定事業  
者の発行済株式の数、出資口数又は出資  
額の百分の四十以上を当該特定事業者が  
所有すること。

二十 当該特定事業者の所有する当該特定事業  
者の発行済株式の数、出資口数又は出資  
額の百分の四十以上を当該特定事業者が  
所有すること。

二十一 当該特定事業者の所有する当該特定事業  
者の発行済株式の数、出資口数又は出資  
額の百分の四十以上を当該特定事業者が  
所有すること。

二十二 当該特定事業者の所有する当該特定事業  
者の発行済株式の数、出資口数又は出資  
額の百分の四十以上を当該特定事業者が  
所有すること。

二十三 当該特定事業者の所有する当該特定事業  
者の発行済株式の数、出資口数又は出資  
額の百分の四十以上を当該特定事業者が  
所有すること。

二十四 当該特定事業者の所有する当該特定事業  
者の発行済株式の数、出資口数又は出資  
額の百分の四十以上を当該特定事業者が  
所有すること。

二十五 当該特定事業者の所有する当該特定事業  
者の発行済株式の数、出資口数又は出資  
額の百分の四十以上を当該特定事業者が  
所有すること。

二十六 当該特定事業者の所有する当該特定事業  
者の発行済株式の数、出資口数又は出資  
額の百分の四十以上を当該特定事業者が  
所有すること。

二十七 当該特定事業者の所有する当該特定事業  
者の発行済株式の数、出資口数又は出資  
額の百分の四十以上を当該特定事業者が  
所有すること。

二十八 当該特定事業者の所有する当該特定事業  
者の発行済株式の数、出資口数又は出資  
額の百分の四十以上を当該特定事業者が  
所有すること。

二十九 当該特定事業者の所有する当該特定事業  
者の発行済株式の数、出資口数又は出資  
額の百分の四十以上を当該特定事業者が  
所有すること。

三十 当該特定事業者の所有する当該特定事業  
者の発行済株式の数、出資口数又は出資  
額の百分の四十以上を当該特定事業者が  
所有すること。

三十一 当該特定事業者の所有する当該特定事業  
者の発行済株式の数、出資口数又は出資  
額の百分の四十以上を当該特定事業者が  
所有すること。

三十二 当該特定事業者の所有する当該特定事業  
者の発行済株式の数、出資口数又は出資  
額の百分の四十以上を当該特定事業者が  
所有すること。

三十三 当該特定事業者の所有する当該特定事業  
者の発行済株式の数、出資口数又は出資  
額の百分の四十以上を当該特定事業者が  
所有すること。

三十四 当該特定事業者の所有する当該特定事業  
者の発行済株式の数、出資口数又は出資  
額の百分の四十以上を当該特定事業者が  
所有すること。

三十五 当該特定事業者の所有する当該特定事業  
者の発行済株式の数、出資口数又は出資  
額の百分の四十以上を当該特定事業者が  
所有すること。

三十六 当該特定事業者の所有する当該特定事業  
者の発行済株式の数、出資口数又は出資  
額の百分の四十以上を当該特定事業者が  
所有すること。

三十七 当該特定事業者の所有する当該特定事業  
者の発行済株式の数、出資口数又は出資  
額の百分の四十以上を当該特定事業者が  
所有すること。

三十八 当該特定事業者の所有する当該特定事業  
者の発行済株式の数、出資口数又は出資  
額の百分の四十以上を当該特定事業者が  
所有すること。

三十九 当該特定事業者の所有する当該特定事業  
者の発行済株式の数、出資口数又は出資  
額の百分の四十以上を当該特定事業者が  
所有すること。

四十 当該特定事業者の所有する当該特定事業  
者の発行済株式の数、出資口数又は出資  
額の百分の四十以上を当該特定事業者が  
所有すること。

百分の四十未満であつて、かつ、他のい  
ずれの一の者が所有する当該外国法人等の株  
式等の数又は額をも下回つてないこと。  
二 外国法人等の株式等の総数又は総額の百分  
の五十以上に相当する数又は額の株式等を、  
子会社若しくは外国子会社(特定事業者が前  
二号に規定する関係を有する場合における當  
該各号の外国法人等をいう。以下この条にお  
いて「子会社等」という。)又は子会社等並  
びに当該特定事業者が所有する関係  
四 次のイ又はロに該当し、かつ、外国法人等  
の役員等の総数の二分の一以上を、子会社等  
又は子会社等並びに当該特定事業者の役員等  
又は職員が占める關係  
五 当該特定事業者が所有してい  
ること。  
六 子会社等又は子会社等並びに当該特定事  
業者の所有する当該外国法人等の株式等の  
数又は額が、当該外国法人等の株式等の總  
数又は総額の百分の二十以上、百分の四十  
未満であつて、かつ、他のい  
ずれの一の者が  
が所有する当該外国法人等の株式等の数又  
は額をも下回つてないこと。  
七 この条において「子会社」とは、特定事業  
者が発行済株式の総数、出資口数の総数若しくは  
出資価額の総額の百分の五十以上に相当する  
数若しくは額の株式等を、子会社等又は子  
会社等並びに当該特定事業  
八 が第一号若しくは第二号に該当し、かつ、役  
員若しくは職員が占める關係を持つて  
いる他の事業者をいう。  
九 一 当該他の事業者の発行済株式の総数、出資  
口数の総数又は出資価額の総額の百分の四十  
以上、百分の五十未満に相当する数又は額の  
株式又は出資を当該特定事業者が所有してい  
ること。  
十 二 当該特定事業者の所有する当該他の事業  
者の発行済株式の数、出資口数又は出資  
額の百分の四十以上を特定事業者の役員又  
は職員が占める關係

(経営革新計画の承認の申請)

**第十四条** 法第十四条第一項の規定により経営革  
新計画に係る承認を受けようとする特定事業者  
は、様式第十三による申請書一通及びその写し  
添付しなければならない。  
二 当該特定事業者(法人である場合に限る。)  
の定款  
二、当該特定事業者(組合等の場合にあっては、  
は、当該経営革新計画に参加する全ての構成  
員)の最近二期間の事業報告書、貸借対照表  
及び損益計算書(これらの書類がない場合に記  
載した書類)  
三 法第十四条第一項ただし書の代表者は、三名  
以内とする。  
(経営革新計画の変更に係る承認の申請)  
**第十五条** 法第十五条第一項の規定により経営革  
新計画の変更に係る承認を受けようとする特定  
事業者は、様式第十四による申請書一通及びそ  
の写し一通を行政庁に提出しなければならな  
い。  
2 前項の申請書及びその写しには、次の書類を  
添付しなければならない。  
一 当該経営革新計画に従つて行われる経営革  
新計画の変更に係る承認を受けようとする特定  
事業者は、様式第十四による申請書一通及びそ  
の写し一通を行政庁に提出しなければならな  
い。  
3 法第十四条第一項ただし書の代表者は、三名  
以内とする。  
(経営革新計画の変更に係る承認の申請)  
**第十六条** 法第十七条第三項の経営力向上に特に  
資するものとして経済産業省令で定める設備等  
の写し一通を行政庁に提出しなければならな  
い。  
2 定款に変更があった場合には、その変更後  
の定款  
三、前条第二項第二号に掲げる書類  
(経営力向上設備等の要件)

口	当該指定設備が、その属する型式区分 (同一の製造業者が製造した同一の種別に 属する設備を型式)その他の事項により区分 した場合の各区分をいう。(以下この号にお いて同じ。)に係る販売開始日に次いで新 しい販売開始日の型式区分(当該指定設備 の製造業者が製造した当該指定設備と同一 の種別に属する設備の型式区分に限る。)
指定設備	に属する設備と比較して、生産効率、エネ ルギー効率、精度その他の経営力の向上に 資するものの指標が年平均一パーセント以 上向上しているものであること。
販売が開始された時期に 係る要件	に属する設備と比較して、生産効率、エネ ルギー効率、精度その他の経営力の向上に 資するものの指標が年平均一パーセント以 上向上しているものであること。
対象となる ものと は 用途又は 細目	に属する設備と比較して、生産効率、エネ ルギー効率、精度その他の経営力の向上に 資するものの指標が年平均一パーセント以 上向上しているものであること。

建物附属設備	建物	ア エ ワ ト フ ソ	二 機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びにソフトウエアのうち、事業者が策定した投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が五パーセント以上となることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要な不可欠な設備	三 機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウエアのうち、事業者が策定した投資計画（次のイからハまでのいずれかに該当することにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に記載された投資の目的を達成するためには必要不可欠な設備	四 機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びにソフトウエアのうち、事業者が策定した投資計画（次に記載された投資の目的を達成するために必要な不可欠な設備
当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の十四年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の十四年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の十四年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の十四年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の十四年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の十四年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。

2	四 機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びにソフトウエアのうち、事業者が策定した投資計画（次に記載された投資の目的を達成するために必要な不可欠な設備	四 機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びにソフトウエアのうち、事業者が策定した投資計画（次に記載された投資の目的を達成するために必要な不可欠な設備	四 機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びにソフトウエアのうち、事業者が策定した投資計画（次に記載された投資の目的を達成するために必要な不可欠な設備	
す る 設 備 等 は、 コ イ ン ラ ン ド リ ー 業 (洗 灌 機 械)	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の十四年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の十四年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の十四年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の十四年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。

機械	機械	機械	機械	機械	機械
（発電の用に供する設備等は、コインランドリー業（洗濯機械）	類種の資本償却価額	対象となるものの用途又は細目	指定設備	指定設備	指定設備
当該設備の属する型式区分に係る販	販売が開始された時期に係る要件に該当するものであること。	当該指定設備の区分ごとに同表の下欄に掲げる販売が開始された時期に係る要件に該当するものであること。	当該指定設備の区分ごとに同表の下欄に掲げる販売が開始された時期に係る要件に該当するものであること。	当該指定設備の区分ごとに同表の下欄に掲げる販売が開始された時期に係る要件に該当するものであること。	当該指定設備の区分ごとに同表の下欄に掲げる販売が開始された時期に係る要件に該当するものであること。

ウ タ フ ツ	備 設 屬 物 建	工 具 及 び 器 構	装 置 及 び 器 構
集能機器等に係る情報収集機能及び分	（医療保健業を行なう事業者が取得又は建設をするものを除く。）	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）	全ての指定設備（医療機器について、医療保健業を行なう事業者が取得又は製作をするものを除く。）
者�が当該設備を導	（医療保健業を行なう事業者が取得又は建設をするものを除く。）	型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の五年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の五年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。

ア 析・指示機能を有するもの	入した日の五年前の日の属する年度
	開始の日以後の日であること。

四 機械及び装置(発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得又は製作をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。)、工具、器具及び備品(医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。)、建物附属設備(医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除く。)並びにソフトウエアのうち、事業者が策定した投資計画(次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が五パーセント以上となることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。)に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備(各年度において増加する営業利益と減価償却費の合計額(設備の取得等をする年度の翌年度以降三箇年度におけるものに限り、)を平均した額+設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額(設備の取得等をするために建設をするものとし、建設を行つたために建設をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。)並びにソフトウエアのうち、事業者が策定した投資計画(次に掲げるいずれかの要件を満たすことが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。)に記載された投資の目的を達成るために必要不可欠な設備(当該事業者が行う認定経営力向上計画(法第十七条第四項第二号に掲げる事項の記載があるものに限る。)に記載された設備であつて、当該認定経営力向上計画に従つて事業承継等を行つた後に取得又は製作若しくは建設をするものに限る。)に記載があるものに限る。)の実施期間の終了の日を含む事業年度(口において「計画終了年度」という。)において減価償却費及び研究開発費を控除する前の営業利益額を総資産の額で除した値を百分率で表したものに限る。)に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備(情報処理技術を用いた遠隔操作を通じて、事業を対面以外の方により行うこと、又は事業に従事する者が現に常時労務を提供するために必要な設備)	四 機械及び装置(発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得又は製作をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。)、工具、器具及び備品(医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。)、建物附属設備(医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除く。)並びにソフトウエアのうち、事業者が策定した投資計画(次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が五パーセント以上となることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。)に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備(各年度において増加する営業利益と減価償却費の合計額(設備の取得等をする年度の翌年度以降三箇年度におけるものに限り、)を平均した額+設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額(設備の取得等をするために建設をするものとし、建設を行つたために建設をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。)並びにソフトウエアのうち、事業者が策定した投資計画(次に掲げるいずれかの要件を満たすことが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。)に記載された投資の目的を達成るために必要不可欠な設備(当該事業者が行う認定経営力向上計画(法第十七条第四項第二号に掲げる事項の記載があるものに限る。)に記載された設備であつて、当該認定経営力向上計画に従つて事業承継等を行つた後に取得又は製作若しくは建設をするものに限る。)に記載があるものに限る。)の実施期間の終了の日を含む事業年度(口において「計画終了年度」という。)において減価償却費及び研究開発費を控除する前の営業利益額を総資産の額で除した値を百分率で表したものに限る。)に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備(情報処理技術を用いた遠隔操作を通じて、事業を対面以外の方により行うこと、又は事業に従事する者が現に常時労務を提供するために必要な設備)
---	---

計画期間	水準	(純資産の額が一定の額以上であることその他(要件))	
		五年間	三年間
五年間	○・五	二・五パーセント	二・五パーセント
四年間	○・四	二・五パーセント	二・五パーセント
三年間	○・三	二・五パーセント	二・五パーセント
二年間		二・五パーセント	二・五パーセント
一年間		二・五パーセント	二・五パーセント

五 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書類	イ 当該投資事業有限責任組合が事業再編投資を実施するに当たり法令上行政機関に届出(行政手続法第二条第七号に規定する届出をいう。以下この号において同じ。)を必要とする場合当該許認可等があつたことを証する書類
六 当該投資事業有限責任組合の収益の目標を定める書類	ロ 当該投資事業有限責任組合が事業再編投資を実施するに当たり法令上行政機関に届出(行政手続法第二条第七号に規定する届出をいう。以下この号において同じ。)をしなければならない場合当該届出をしたこととを証する書類
七 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が次のいずれにも該当しないことを証する書類	ロ 当該投資事業有限責任組合が事業再編投資を実施するに当たり法令上行政機関に届出(行政手続法第二条第七号に規定する届出をいう。以下この号において同じ。)をしなければならない場合当該届出をしたこととを証する書類
八 當該投資事業有限責任組合の無限責任組合員による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者	ロ 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
九 當該投資事業有限責任組合の無限責任組合員等による暴力團員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力團員(以下「暴力團員」という。)又は暴力團員でなくなりた日から五年を経過しない者	ロ 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員による暴力團員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力團員(以下「暴力團員」という。)又は暴力團員でなくなりた日から五年を経過しない者
十 當該投資事業有限責任組合の無限責任組合員等が経営力を向上(事業承継等を行うものに限る。)する方法に係る指導の知識及び経験を有することを証する書類	ロ 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員等が経営力を向上(事業承継等を行うものに限る。)する方法に係る指導の知識及び経験を有することを証する書類

- 八、当該投資事業有限責任組合の有限責任組合員が次のいずれにも該当しないことを証する書類
- イ、暴力団員等
- ロ、法人でその役員のうちにイに該当する者があるもの。
- ハ、暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (事業再編投資計画の認定)
- 第九条 経済産業大臣は、法第二十条第一項の規定により事業再編投資計画の提出を受けた場合において、速やかにその内容を審査し、当該事業再編投資計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者たる投資事業有限責任組合に交付するものとする。
- 〔中小企業等経営強化法第二十条第一項の規定に基づき同法第二条第十三項に規定する事業再編投資を実施する事業再編投資計画として認定する。〕
- 経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十六による書面を当該投資事業有限責任組合に交付するものとする。
- (事業再編投資計画の変更に係る認定の申請)
- 第二十条 法第二十一条第一項の規定により事業再編投資計画の変更に係る認定を受けようとする認定事業再編投資組合は、様式第十七による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
- 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。
- 一、当該事業再編投資計画に従つて行われる事業の実施状況を記載した書類
- 二、第十八条第二項に掲げる書類
- 三、経済産業大臣は、法第二十一条第一項の変更の認定に係る事業再編投資計画の提出を受けた場合において、速やかにその内容を審査し、当該事業再編投資計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一ヶ月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として当該認定事業再編投資組合に交付するものとする。
- 〔中小企業等経営強化法第二十一条第一項の規定に基づき認定する。〕

- 4 経済産業大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第四第五項第八号又は第四十二条の十二の五第五項第九号に規定する雇用者給与等支給額をいふ。以下この項において同じ。)から当該日の属する事業年度の直前の事業年度の雇用者給与等支給額(以下この項において「比較雇用者給与等支給額」という。)を控除した金額の当該事業再編投資組合に対する割合が百分の一・五以上となる方針を先端設備等導入計画に記載する場合においては、その旨を従業員に表明したことを証する書類を添付しなければならない。
- (認定事業再編投資計画の認定の取消し)
- 第二十一条 経済産業大臣は、法第二十二条第二項の規定により認定事業再編投資計画の認定を交付するものとする。
- (認定事業再編投資計画の認定の取消し)
- 第二十二条 法第二十二条第一項に規定する認定事業再編投資組合に交付するものとする。
- (経営力向上関連保証の資金の要件)
- 第二十三条 法第四十九条第一項の規定により導入促進基本計画の同意を得ようとする市町村の長は、様式第二十による協議書を、経済産業大臣に提出しなければならない。
- (導入促進基本計画の変更の協議)
- 第二十四条 法第五十条第一項の規定により導入促進基本計画の変更に係る同意を得ようとする市町村の長は、様式第二十一による変更協議書を、経済産業大臣に提出しなければならない。
- (先端設備等導入計画の変更に係る認定の申請)
- 第二十五条 法第五十二条第一項の規定により先端設備等導入計画に係る認定を受けようとする市町村の長は、様式第二十一による変更協議書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 第二十六条 法第五十三条第一項の規定により先端設備等導入計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十三による申請書一通を特定市町村の長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書(次項において「申請書」といふ。)には、当該先端設備等導入計画に従つて行われる先端設備等導入に係る事業の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。
- 3 申請書には、先端設備等導入計画の実施により当該計画の目標が達成される見込みであることを証する書類を添付しなければならない。
- 4 第一項の中小企業者が取得する先端設備等を変更しようとする場合であつて、その変更後の先端設備等が第七条第三項に規定するものであるときは、あらかじめ、同項に規定する要件に該当することを証する書類を特定市町村の長に提出しなければならない。
- (軽微な変更)
- 第二十七条 法第五十五条第三項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、同条第一項に規定する事業継続力強化計画作成指針に定める事項の実質的な変更を伴わないものとする。
- (事業継続力強化計画の認定の申請)
- 第二十八条 法第五十六条第一項の規定により事業継続力強化計画に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十四による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
- 2 事業年度又は当該日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十条の五の認定を受けるものとする。

対象となるものの用途又は細目	資産の種類	減価償却	機械及び装置	機械
経済産業大臣の確認を受けたものとする。				
3 第一項の申請書(第五項において「申請書」といふ。)には、先端設備等導入計画の実施により当該計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類を添付しなければならない。	第一項の申請書(第五項において「申請書」といふ。)には、先端設備等導入計画の実施により当該計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類を添付しなければならない。	一、自家発電設備、浄水装置、揚水泵	自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する次のいずれかに該当するものとして経済産業大臣が定めるもの。	
4 第一項の中小企業者が第七条第二項に規定する先端設備等を取得する場合における要件に該当することを証する書類を特定市町村の長に提出しなければならない。	二、排水ポンプその他の自然災害に対する浸水の影響の軽減に資する機能を有するもの	二、排水ポンプその他の自然災害に対する浸水の影響の軽減に資する機能を有するもの	二、排水ポンプその他の自然災害に対する浸水の影響の軽減に資する機能を有するもの	二、排水ポンプその他の自然災害に対する浸水の影響の軽減に資する機能を有するもの
5 第一項の申請書(第五項において「申請書」といふ。)には、先端設備等導入計画の実施により当該計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類を添付しなければならない。	三、耐震装置、制震装置、免震装置その他自然災害に起因する設備の転倒又は損壊の影響の軽減に資する機能を有するもの	三、耐震装置、制震装置、免震装置その他自然災害に起因する設備の転倒又は損壊の影響の軽減に資する機能を有するもの	三、耐震装置、制震装置、免震装置その他自然災害に起因する設備の転倒又は損壊の影響の軽減に資する機能を有するもの	三、耐震装置、制震装置、免震装置その他自然災害に起因する設備の転倒又は損壊の影響の軽減に資する機能を有するもの

四 第五項第八号又は第四十二条の十二の五第五項第九号に規定する雇用者給与等支給額をいふ。以下この項において同じ。)から当該日の属する事業年度の直前の事業年度の雇用者給与等支給額(以下この項において「比較雇用者給与等支給額」という。)を控除した金額の当該事業再編投資組合に対する割合が百分の一・五以上となる方針を先端設備等導入計画に記載する場合においては、その旨を従業員に表明したことを証する書類を添付しなければならない。

(事業継続力強化設備等の要件)

第二十九条 法第五十六条第二項第二号ロの事業継続力強化に特に資する設備、機器又は装置として経済産業省令で定める設備等は、次の表に掲げる設備等のうち、認定事業継続力強化計画における同項第一号に掲げる目標の達成及び同項第二号に掲げる内容の実現又は認定連携事業継続力強化計画における法第五十八条第二項第一号に掲げる目標の達成及び同項第三号に掲げる内容の実現に資するものであることにつき経済産業大臣の確認を受けたものとする。

3 第一項の申請書には、経済産業大臣が同項の認定を行つて参考となる、事業継続力強化に係る事項を記載した書類を添付することができる。

<p>可動間仕切り</p> <p>自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する次のいづれかに該当するものとして経済産業大臣が定めるもの。</p> <p>一 耐震装置、制震装置、免震装置その他の自然災害に起因する設備の転倒又は損壊の影響の軽減に資する機能を有するもの</p> <p>二 防水シャッターその他の自然災害に起因する浸水の影響の軽減に資する機能を有するもの</p>
<p>(事業継続力強化計画の変更に係る認定の申請)</p> <p><b>第三十一条</b> 法第五十七条第一項の規定により事業継続力強化計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。</p>
<p>2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。</p>
<p>一 当該事業継続力強化計画に従つて行われる事業継続力強化の実施状況を記載した書類</p>
<p>二 第二十八条第三項の規定により添付した書類に変更があった場合には、その変更後の書類</p>
<p>3 第一項の申請書には、経済産業大臣が同項の認定を行うに当たつて参考となる、事業継続力強化に係る事項を記載した書類を添付することができる。</p>
<p>(連携事業継続力強化計画の認定の申請)</p> <p><b>第三十二条</b> 法第五十八条第一項の規定により連携事業継続力強化計画に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十六による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。</p>
<p>2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。</p>
<p>一 連携事業継続力強化を行う大企業者がある場合は、当該大企業者の当該連携事業継続力強化計画に関する同意書の写し</p>
<p>二 過去において認定連携事業継続力強化を行つた又は現に認定連携事業継続力強化を行つている中小企業者であつて、新たに法第五十九条第一項の認定を受けようとするものは、直近の認定連携事業継続力強化の実施状況を記載した書類</p>
<p>3 第一項の申請書には、経済産業大臣が同項の認定を行うに当たつて参考となる、連携事業継続力強化に係る事項を記載した書類を添付することができる。</p>

る。法第五十八条第一項の代表者は、一名とす

(外国関係法人等に関する経済産業省令で定める関係)

**第三十二条** 法第五十八条第二項第二号の経済産業省は、この旨をいたしまして、二

業省令で定める関係は、該当する関係とする。

一 外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式等を由

二、この二つは、二種類の、一つは、支障金の会員の三七以降に於ける、小企業者の所有する関係

二 次のイ又はロに該当しかつ役員等の経数の二分の一以上を中小企業者の役員又は職

員が占める関係  
イ 当該外国法人等の株式等の総数又は総額

当詩外國酒、ヘリの様式等の結果には結果の百分の四十以上、百分の五十未満に相当して、又ては頗る多く、ヘリ、ヘリ等の

する数又は額の株式等を当該中小企業者が所有していること。

口 当該中小企業者の所有する当該外国法人等の株式等の数又は額が百分の一十以上、

等の様式等の数々に容が百分の二以上百分の四十未満であつて、かつ、他のいづれの税金も同様の割合を有する。

れの一の者が所有する当該外国法人等の株式等の数又は額をも下回っていないこと。

三 外国法人等の株式等の総数又は総額の百分  
の五十以上を相当する数又は額の株式等を

の五一以降に相当する数多くの新規の株式等を子会社若しくは外国子会社（中小企業者が前

二号に規定する関係を有する場合における当該各号の外国法人等をいう。以下この項における

いて「子会社等」という。) 又は子会社等及び当該中小企業者が所有する関係

四 次のイ又はロに該当し、かつ、外国法人等  
で当該中小企業者が所有する關係

の役員等の総数の二分の一以上を、子会社等又は子会社等及び当該中小企業者の役員等マ

は職員が占める関係  
イ当該外国法人等の末代等の總故又は總顧

イ 当該外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の四十以上、百分の五十未満に相当

する数又は額の株式等を、子会社等又は子会社等及び当該中小企業者が所有している

ノルマ。ノルマ等又はニ、ノルマ等及び首核口ノ、ノルマ

口子会社等又は子会社等及び当該中小企業者の所有する当該外国法人等の株式等の数

又は額が、当該外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の二十以上、百分の四十未

満であつて、かつ、他のいずれの一の者が  
所有一らぬ核ト圓去ヘ等の末式等の故又は

2 所有する当該外国法人等の株式等の數又は額をも下回っていないこと。

出資額の総額の百分の五十以上に相当する数若しくは額の株式若しくは出資を所有する関係又は第一号若しくは第二号に該当し、かつ、役員の総数の二分の一以上を当該中小企業者の役員若しくは職員が占める関係を持つてゐる他の事業者をいう。

一 当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資額の総額の百分の四十以上、百分の五十未満に相当する数又は額の株式又は出資を当該中小企業者が所有していること。

二 当該中小企業者の所有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資額の百分の四十以上、百分の五十未満であつて、かつ、他のいずれの一の者が所有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資額をも下回つていないこと。

(連携事業継続力強化計画の変更に係る認定の申請)

**第三十三条** 法第五十九条第一項の規定により連携事業継続力強化計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十七による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 当該連携事業継続力強化計画に従つて行われる連携事業継続力強化の実施状況を記載した書類

二 第三十一条第二項第一号の規定により添付した書類に係る同号に規定する同意書に変更があつた場合には、その変更後の写し

三 第三十一条第三項の規定により添付した書類に変更があつた場合には、その変更後の書類

（認定連携事業継続力強化の実施に必要な資金の要件）

3 第一項の申請書には、経済産業大臣が同項の認定を行ふに当たつて参考となる、連携事業継続力強化に係る事項を記載した書類を添付することができる。

**第三十四条** 法第六十一条第六項の経済産業省令で定めるものは、認定連携事業継続力強化計画の実施期間内において、災害救助法（昭和二十二年法律第百八十八号）第二条第一項に規定する

災害発生市町村の区域内又は突發的な事由として経済産業大臣が指定するものに起因して、事業所を有する事業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる地域として経済産業大臣が指定する地域内に事業所を有する認定連携事業継続力強化を行う大企業者（法第二条第二項第三号又は第四号に掲げる者に該当するものに限る。以下この条において同じ。）又は事業所を有する事業者と共同で認定連携事業継続力強化を行う大企業者が、認定連携事業継続力強化の実施に必要とする資金とする。

法第六十三条第三項の経済産業省令で定めるものは、認定連携事業継続力強化計画の実施期間内において、災害救助法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域内又は突發的な事由として経済産業大臣が指定するものに起因して、事業所を有する事業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる地域として経済産業大臣が指定する地城内に事業所を有する認定連携事業継続力強化を行う大企業者又は事業所を有する事業者と共同で認定連携事業継続力強化を行う大企業者が、認定連携事業継続力強化の実施に必要とする資金とする。

（経済産業大臣への通知）

**第三十五条** 法第七十二条第二項の規定により都道府県知事が法第十四条第一項又は法第十五条第一項の規定による承認をした場合には、速やかに申請書の写しに承認した旨を付記して、当該都道府県を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に、送付しなければならない。

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二年九月一九日通商産業省令第一五九号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

**附 則**（平成三年一二月二一日経済産業省令第二三三号）

この省令は、経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律の施行の日（平成十四年一月一日）から施行する。

附 則（平成一七年四月一三日経済産業省令第五四号）抄

(施行期日)

**第一条** この省令は、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。(中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法施行規則及び新事業創出促進法施行規則の廃止)

**第二条** 次に掲げる省令は、廃止する。

一 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法施行規則(平成七年通商産業省令第三十八号)

二 新事業創出促進法施行規則(平成十一年通商産業省令第六号)

附 則 (平成一七年五月一日経済産業省令第六三号) 抄

(施行期日) **第一条** この省令は、平成二十五年九月二十五日から施行する。

令第五九号

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年四月二八日経済産業省令第二三三号)

(施行期日) **第一条** この省令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日経済産業省令第二三三号)

(施行期日) **第一条** この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

**第二条** この省令は、会社法の施行前に中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(以下「法」という。)第七条に規定する特定新規中小企業者の発行する株式を払込みにより個人が取得した場合における法第八条の規定による確認に係る特定新規中小企業者の要件については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年九月二八日経済産業省令第三三号)

(施行期日) **第一条** この省令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年九月三十日)から施行する。

附 則 (平成二〇年四月三〇日経済産業省令第六六号) 抄

(施行期日) **第一条** この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年四月三〇日経済産業省令第三三号)

(施行期日) **第一条** この省令は、公布の日から施行し、改正後の中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の施行規則の規定は、平成二十一年四月一日から適用する。

附 則 (平成二四年八月三〇日経済産業省令第五八号)

この省令は、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年八月三十日)から施行する。

この省令は、中小企業者等の確認に関する経過措置(特定新規中小企業者等の確認に関する経過措置)から施行する。

附 則 (平成二五年九月二五日経済産業省令第四九号)

(施行期日) **第一条** この省令は、平成二十五年九月二十五日から施行する。

令第三九号

この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日(平成三十一年七月九日)から施行する。

附 則 (平成三〇年七月六日経済産業省令第四一号)

(施行期日) **第一条** この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

令第四一号

この省令によると改正前の様式第一による申請書を平成二十五年十月二十五日までに経済産業大臣に提出したときは、その者に対し、なお従前の例により確認書を交付すること又は確認をしない旨の通知をすることができる。

(特定新規中小企業者等に係る株式の払込みの確認に関する経過措置)

**第三条** 経済産業大臣は、特定新規中小企業者がこの省令による改正前の様式第四による申請書、様式第五による宣言書及び様式第六による書面を平成二十五年十月二十五日までに経済産業大臣に提出したときは、その者に対し、なお従前の例により確認書を交付すること又は確認をしない旨の通知をすることができる。

(特定新規中小企業者に係る株式の払込みの確認に関する経過措置)

**第二条** この省令は、会社法の施行前に中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(以下「法」という。)第七条に規定する特定新規中小企業者の発行する株式を払込みにより個人が取得した場合における法第八条の規定による確認に係る特定新規中小企業者の要件については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年九月二八日経済産業省令第五五号)

(施行期日) **第一条** この省令は、貿易保険法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十六年十月一日)から施行する。

附 則 (平成二六年九月二九日経済産業省令第五一号)

(施行期日) **第一条** この省令は、貿易保険法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十六年十月一日)から施行する。

附 則 (平成二八年三月二四日経済産業省令第二九号)

(施行期日) **第一条** この省令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二九年三月一四日経済産業省令第一二号)

(施行期日) **第一条** この省令は、平成二十九年三月十五日から施行する。

(経過措置)

この省令の施行の際現に認定の申請がされている経営力向上計画(中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第十三条第一項に規定する経営力向上計画をいう。)に記載されている経営力向上設備等の要件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年九月二五日経済産業省令第四五号)

(施行期日) **第一条** この省令は、公布の日から施行する。

令第二六号

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年九月一六日経済産業省令第七五号)

(施行期日) **第一条** この省令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和二年十月一日)から施行する。

省令第四一号

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日経済産業省令第二九号)

(施行期日) **第一条** この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。

省令第二九号

この省令によると改正後の規則第八条に規定する経営強化法第二条第二項に規定する中小企業者等をいう。以下同じ。)がこの省令の施行の日以後に受ける同法第十三三条第一項の認定(同法第十四条第一項の規定による変更の認定を含む。以下「認定」という。)のうち同日以後に申請がされるものに係る経営力向上計画(同法第十三条第一項に規定する経営力向上計画をいう。以下同じ。)に記載された同条第三項に規定する経営力向上設備等(機械及び装置並びに建物附属設備に限る。)について適用し、中小企業者等が、同日に受けた認定及び同日以後に受ける認定のうち同日前に申請がされたものに係る経営力向上計画に記載された同項に規定する経営力向上設備等(機械及び装置並びに建物附属設備に限る。)については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年七月一日経済産業省令第一七号)

(施行期日) **第一条** この省令は、公布の日から施行する。

省令第九二号

この省令によると改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令等の様式(除く。)は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附 則 (令和元年七月二二日経済産業省令第二〇号)

(施行期日) **第一条** この省令は、公布の日から施行する。

令第二〇号

この省令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正するための法律の施行に伴う経過措置に関する省令等の様式(除く。)に規定する用紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令等の様式(除く。)に規定する用紙)に規定する用紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令等の様式(除く。))については、

正する法律の施行の日(令和元年七月十六日)から施行する。

附 則 (令和二年三月三一日経済産業省令第二六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年九月一六日経済産業省令第七五号)

この省令は、令和二年四月一日から施行する。



**附 則（令和六年三月三〇日経済産業省）**

**令第二八号**

（施行期日）

（社外高度人材の要件に関する経過措置）

する。

**第一条** この省令は、令和六年四月一日から施行

（社外高度人材の要件に関する経過措置）

する。

**第二条** この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第八条第一項の認定の申請又は法第九条第一項の変更の認定の申請であつて、この省令の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについては、なお従前の例による。

**第三条** 施行日前にされた法第八条第一項の認定の申請に係る社外高度人材活用新事業分野開拓計画（同項に規定する社外高度人材活用新事業分野開拓計画をいう。）に係る法第九条第一項の変更の認定の申請に係る処分については、なお従前の例による。

（特定新規中小企業者の確認及び特定新規中小企業者に係る株式の払込みの確認に関する経過措置）

この省令による改正後の中小企業等経営強化法施行規則（以下「新規則」という。）第十一条及び第十二条の二の規定は、施行日以後に特定新規中小企業者（法第六条に規定する特定新規中小企業者をいう。以下この条において同じ。）により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合について適用し、施行日前に特定新規中小企業者により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合については、（お従前の例による。）新規則第十一条第二項第四号の規定は、施行日以後に発行される新株予約権（同号に規定するものに限る。）を個人が取得した場合について適用する。

（新規則第十一条第一項又は第十二条第一項の規定による確認の申請であつて、この省令の施行の際確認をするかどうかの処分がされていないものについては、なお従前の例による。）前に受けた旧規則第九条第一項又は第十条第一項定新規中小企業者は、施行日以後に当該特定新規中小企業者により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合においては、施行日前に受けた旧規則第九条第一項又は第十条第一項の規定による確認の申請であつて、この省令の施行の際確認をするかどうかの処分がされていないものについては、なお従前の例による。

一項の規定による確認に係る旧規則第九条第四項の様式第三による確認書を、新規則第十一條第一項の申請書に同様第二項第二号イに掲げる

書類として添付することができる。この場合において、旧規則様式第三による確認書は、施行日以後も、なおその効力を有する。

**様式第1（第9条関係）**

（第9条関係）

（第9条関係）

様式第2（第10条関係）

（第10条関係）

（第10条関係）</p







様式第12：（中小企業等経営強化法施行規則第12条の2第1項の規定に  
より提出する書類）（第1回提出用）

中小企業等経営強化法施行規則第12条の2第1項に依る申請の提出

旨の通知

年 月 日

会社所在地  
会社名  
役員・代表者の氏名

相手先会社名

年 月 日付の中小企業等経営強化法施行規則第12条第1項に依る申請の申請について、下記の書類により確認をします。

記

- 1 個人の氏名及び住所
- 2 確認をしてない場合は  
(被審査) 用紙の大きさは、日本国策規格A4とする。  
(記載要領)  
確認をしてない場合は具体的に記載する。

様式第12  
中小企業等経営強化法施行規則第12条の2の規定に基づく  
承認をしてない旨の通知

年 月 日

会社所在地  
会社名  
役員・代表者の氏名

相手先会社名

年 月 日付の中小企業等経営強化法施行規則第12条第1項に依る申請について、下記の書類により確認をします。

記

- (被審査) 用紙の大きさは、日本国策規格A4とする。

(記載要領)  
確認をしてない場合は具体的に記載する。

様式第12の2（第12条の2関係）  
中小企業等経営強化法施行規則第12条の2第1項に基づく  
確認をしてない旨の通知

年 月 日

会社所在地  
会社名  
役員・代表者の氏名

相手先会社名

年 月 日付の中小企業等経営強化法施行規則第12条の2第1項に依る申請について、下記の書類により確認をします。

記

- (被審査) 用紙の大きさは、日本国策規格A4とする。

(記載要領)  
確認をしてない場合は具体的に記載する。

様式第13  
中小企業等経営強化法施行規則第14条第1項の規定に基づき、別紙の申請について承認を受けたい  
旨の通知

年 月 日

会社所在地  
会社名  
役員・代表者の氏名

相手先会社名

年 月 日付の中小企業等経営強化法施行規則第14条第1項の規定に基づき、別紙の申請について承認を受けたい旨の通知

記

（被審査）用紙の大きさは、日本国策規格A4とする。  
(記載要領)  
確認をしてない場合は具体的に記載する。

(2) 一人当たりの付加価値額  
・勤務時間によって人件費を調整すること。  
・従業員の定義については、付加価値額の定義と整合性のとれるものとすることが必要である。例えは、派遣労働者やパート労働者に係る経費を付加価値額に算入した場合は、分岐にも加える必要がある。(その際には、勤務時間によって人件費を調整する必要がある。)  
・伸びの算出基準、小数点以下第2位を四捨五入したものを記載すること。

3 経営革新の計画期間

- ④研究開発費の算出方法

(1)「研究開発費」は、研究開発に要する費用を指す。既存の技術、方法、形式などを用いて、研究開発の対象とする課題を解決するための費用を指す。

(2)「研究開発費」は、研究開発に要する費用を指す。既存の技術、方法、形式などを用いて、研究開発の対象とする課題を解決するための費用を指す。

(3)「研究開発費」は、研究開発に要する費用を指す。既存の技術、方法、形式などを用いて、研究開発の対象とする課題を解決するための費用を指す。

(4)「研究開発費」は、研究開発に要する費用を指す。

⑤研究開発費の算出方法

(1)「研究開発費」は、研究開発に要する費用を指す。既存の技術、方法、形式などを用いて、研究開発の対象とする課題を解決するための費用を指す。

(2)「研究開発費」は、研究開発に要する費用を指す。既存の技術、方法、形式などを用いて、研究開発の対象とする課題を解決するための費用を指す。

(3)「研究開発費」は、研究開発に要する費用を指す。既存の技術、方法、形式などを用いて、研究開発の対象とする課題を解決するための費用を指す。

(4)「研究開発費」は、研究開発に要する費用を指す。

⑥研究開発費の算出方法

(1)「研究開癸費」は、研究開癸に要する費用を指す。既存の技術、方法、形式などを用いて、研究開癸の対象とする課題を解決するための費用を指す。

(2)「研究開癸費」は、研究開癸に要する費用を指す。既存の技術、方法、形式などを用いて、研究開癸の対象とする課題を解決するための費用を指す。

(3)「研究開癸費」は、研究開癸に要する費用を指す。既存の技術、方法、形式などを用いて、研究開癸の対象とする課題を解決するための費用を指す。

(4)「研究開癸費」は、研究開癸に要する費用を指す。

#### 7 その他

別冊の「登録者・会員・事業主・事務所」等の欄は、日本画学会会員に属する小分類を記載すること、「実業研究会」は、専門的アート研究会を主とする公私的研究機関である。他の企業などと連携して行う場合は、その連携と連携内容について記載すること。別冊の「組織」は、実業研究会が運営する場合は、申請者が該組織の実業研究会に登録することを称するにあらざるもので、申請の段階で登録する必要はないが、会員の把握に応じて以下の欄に記入すること。	
会員	○は該組織における登録者でした。 △は該組織における登録者ではありません。 □は未登録でした。
個人	○は個人登録を行なった。 △は個人登録を行なわなかった。
団体	○は団体登録を行なった。 △は団体登録を行なわなかった。
会員登録料	○は会員登録料を支払った。 △は会員登録料を支払わなかった。
対象	実業研究会に登録して、実業研究会の取扱事項を遮断することとした場合は、追加した実業研究会を別途登録すること。

(別表3)  
経費計画及び資金計画  
基準設定事業者名

	2年前 (年月 期)	1年前 (年月 期)	直近期 (年月 期)	1年後 (年月 期)	2年後 (年月 期)	3年後 (年月 期)	4年後 (年月 期)	5年後 (年月 期)	6年後 (年月 期)	7年後 (年月 期)	8年後 (年月 期)
①売上高											
②売上原価											
③売上総利益(①-②)											
④販売費及び一般管理費											
⑤営業利益											
⑥経常利益											
⑦給与支給額											
⑧人件費											
⑨設備投資額											
⑩準備資金											
⑪普通償却額											

特別償却額											
⑫減価償却費											
⑬行動勘定額 (⑭+⑮+⑯)											
⑭従業員賞											
⑮一人当たりの付加価額 (⑭+⑯)											
⑯政府系金融機関借入	—	—	—								
⑰資金 民間金融機関借入	—	—	—								
自己資金	—	—	—								
⑱その他の ⑲合計	—	—	—								

(各種勘定の算出方法)											
・「給与支給額」：給料+賃金+賞与+各種手当											
・「行動勘定」：営業利益+人件費+減価償却費											
・「一人当たりの付加価額」：行動勘定額÷従業員数											
・「営業利益」：売上総利益(売上高-売上原価)-販売費及び一般管理費											
(算出結果に2桁の留意点)											
・人件、人件費に相応の勘定、派遣労働者に対する費用を算出しましたか。(はい・いいえ)											
・減価償却費にリース費用を算出しましたか。(はい・いいえ)											
・従業員数について就業時間による調整を行いましたか。(はい・いいえ)											

別表4 勘定変動差額表				別表5 運転資金計画(現実差異新計画に係るもの)				(単位 千円)			
前年期	本期計画	現実新計画	差額	前年期	本期計画	現実新計画	差額	前年期	本期計画	現実新計画	差額
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

別表6 試験研究費等事業に係る試験研究費に充てたものの構成割合			
試験研究費の合計額	年度	試験費	負担の合計額
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

(単位 千円)

別表7 試験研究費等事業に係る試験研究費に充てたものの構成割合			
試験研究費の合計額	年度	試験費	負担の合計額
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

(単位 千円)



様式第16  
事業再編投資計画の不認定通知書  
年月日  
経済産業大臣　名  
年月日付で認定申請のあった事業再編投資計画については、下記の理由により  
認定をしないものとします。  
記  
(被審)  
不認定の理由  
用紙の大きさは、日本規格規格A4とする。

様式第17  
事業再編投資計画の変更に係る認定申請書  
年月日  
経済産業大臣　名  
年月日付で認定を受けた事業再編投資計画について下記のとおり変更した  
いので、中小企業等経営活性化法による取扱いに付する認定を申請します。  
記  
1. 变更事項の内容  
(被審)  
用紙の大きさは、日本規格規格A4とする。  
記載欄  
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。

様式第18  
事業再編投資計画の変更不認定通知書  
年月日  
経済産業大臣　名  
年月日付で変更認定申請のあった事業再編投資計画については、下記の理由により  
認定をしないものとします。  
記  
(被審)  
不認定の理由  
用紙の大きさは、日本規格規格A4とする。

様式第19  
認定事業再編投資計画の認定取消通知書  
年月日  
経済産業大臣　名  
年月日付で認定を受けた事業再編投資計画については、下記の理由により認定  
取り消します。  
記  
(被審)  
認定を取り消す理由  
用紙の大きさは、日本規格規格A4とする。

様式第20 中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の別紙

年 月 日

市町村長の氏名

中小企業等経営強化法第69条第1項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の別紙を付

別紙 備入促進基本計画

1. 先端設備等の導入の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

(2) 対象者等の特徴

(3) 実績等の目標

2. 先端設備等の種類

(1) 対象機器

(2) 対象事業・事業

(3) 対象者等の特徴

(4) 导入促進基本計画の計画期間

(5) 先端設備等の導入の目標に付随するべき事項

(6) その他

周知の大きさは日本国税規則44とする。

様式第21 中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の変更届

年 月 日

市町村長の氏名

中小企業等経営強化法第69条第1項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の変更届を提出

とおり変更したいので、中小企業等経営強化法第69条第1項の規定に基づき提出します。

記

1. 変更事項

2. 変更事項の内容

別紙 備入促進基本計画

1. 先端設備等の導入の実績等

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

(2) 対象者等の特徴

(3) 実績等の目標

2. 先端設備等の種類

(1) 対象機器

(2) 対象事業・事業

(3) 対象者等の特徴

(4) 导入促進基本計画の計画期間

(5) 先端設備等の導入の目標に付随するべき事項

(6) その他

周知の大きさは日本国税規則44とする。

様式第22 災害設備等導入計画による認定申請書

年 月 日

記

佐 々 木 伸 幸

名 称 及 び

代表者の氏名

中小企業等経営強化法第52条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考) 利益の大きさは、日本国税規則44とする。

(別紙別用) 申請者は以下に示す事項について、先端設備等導入計画の認定申請を行う。中小企業等経営強化法第52条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

申請者は、すでに先端設備等導入計画を実施する場合については、該計画の代表事業者の名前及びその代表者の氏名を記載し、代表事業者以外の本認定の被認定導入事業者事業者について、其の代表の氏名を記載する。また、本認定の被認定導入事業者事業者について、其の代表の氏名を記載する。

本認定に認定するを。ただし、法人番号並びに、個人事業主等、法人番号が特定されていない場合は、組織名とします。

① 代表者の氏名、住所、電話番号、日本国税規則第44条の申告書類の申告欄を記載すること。

② 本認定上に平成22年内に実施するものとすること。

③ 本認定の被認定導入事業者事業者について、其の代表の氏名を記載すること。

④ 本認定の被認定導入事業者事業者について、其の代表の氏名を記載すること。

⑤ 本認定の被認定導入事業者事業者について、其の代表の氏名を記載すること。

自家の事業の内容について、概要を記述すること。  
② 自由の活用状況  
(i) 他の会社等との取引について、販売取引額、販売額総額、営業生産額、自己資本比率その他の  
財務情報や取引条件について、会社コードと連絡用印についても記載すること。  
④ 会社設立等の法人登記の履歴  
(i) 法人登記の履歴  
(ii) 法人登記の内訳  
(iii) 有価証券の発行  
(iv) 有価証券の譲り受け  
(v) 有価証券の譲り受けの際の取引条件について具体的に記載すること。  
(12) 会社設立等の申請書類による会社登記届出書類上記の記載事項をもととして  
(a) 会社登記料、会員料金、入会費などの会員登録料の料金を、会員登録料（会員登録料又は会員  
登録料一月当たりの会員登録料）で記したものを用いてこと。  
(b) 会員登録料一月当たりの会員登録料の額を記載すること。  
(c) 会員登録料一月当たりの会員登録料の額を記載すること。  
(d) 会員登録料一月当たりの会員登録料の額を記載すること。  
(e) 会員登録料一月当たりの会員登録料の額を記載すること。  
(f) 会員登録料一月当たりの会員登録料の額を記載すること。  
(g) 会員登録料一月当たりの会員登録料の額を記載すること。  
(h) 会員登録料一月当たりの会員登録料の額を記載すること。  
(i) 会員登録料一月当たりの会員登録料の額を記載すること。  
(j) 会員登録料一月当たりの会員登録料の額を記載すること。  
(k) 会員登録料一月当たりの会員登録料の額を記載すること。  
(l) 会員登録料一月当たりの会員登録料の額を記載すること。  
(m) 会員登録料一月当たりの会員登録料の額を記載すること。  
(n) 会員登録料一月当たりの会員登録料の額を記載すること。  
(o) 会員登録料一月当たりの会員登録料の額を記載すること。  
(p) 会員登録料一月当たりの会員登録料の額を記載すること。  
(q) 会員登録料一月当たりの会員登録料の額を記載すること。  
(r) 会員登録料一月当たりの会員登録料の額を記載すること。  
(s) 会員登録料一月当たりの会員登録料の額を記載すること。  
(t) 会員登録料一月当たりの会員登録料の額を記載すること。  
(u) 会員登録料一月当たりの会員登録料の額を記載すること。  
(v) 会員登録料一月当たりの会員登録料の額を記載すること。  
(w) 会員登録料一月当たりの会員登録料の額を記載すること。  
(x) 会員登録料一月当たりの会員登録料の額を記載すること。  
(y) 会員登録料一月当たりの会員登録料の額を記載すること。  
(z) 会員登録料一月当たりの会員登録料の額を記載すること。  
(zz) 会員登録料一月当たりの会員登録料の額を記載すること。

## 別紙

## 先端設備等導入計画

1 会社名	
2 代表者名 (会社若しくは個人の場合は)	
3 会員登録料	
4 会員登録料又は出資額の割合	
5 計画期間用いる会員登録料の数	
6 会員登録料	

計画期間  
年 月 ~ 年 月

3 既存設備
①既存の事業概要
②在庫の状況

4 先端設備等導入の内容		
(1) 事業小計の会員登録料の実施時期		
①既存の事業概要		
②在庫の状況		
(2) 先端設備等導入による会員登録料の見込額		
実績 (A) 千円	目標額 (B) 千円	達成率 (B-A)/A %
1		
2		
3		

(3) 先端設備等の種類及び導入時期

1 設備名/形式	導入時期	所在地
2	年 月	
3	年 月	
4	年 月	
5	年 月	

4 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

用途・用途	資金調達方法	金額 (千円)

5 対応する会員登録料		
会員登録料の種類	数量	金額 (千円)
会員登録料 小計		
合計		

6 対応する会員登録料

会員登録料の種類	数量	金額 (千円)
会員登録料 小計		
合計		

姓 氏 名  
姓 氏 名  
代表者の氏名年 月 日付で認定を受けた先端設備等導入計画について、下記について  
別紙のとおり変更したので、中小企業化振興法第5条第1項の規定に基づく  
申請をします。

1. 变更事項

2. 变更事項の内容

(備考欄)  
別紙のとおり、日本産業規格A4とする。  
(注記欄)  
変更事項の内容については、変更前と変更後を対照して記載すること。

## 別紙

先端設備導入計画

1. 会社名
2. 代表者名 (事業者の法人の場合は)
3. 住所
4. 事業登録番号(税込出店の場合は)
5. 計画費用にかかる従業員の数
6. たな卸業種

2. 計画期間 年 月～年 月

① 会社の事業概要
② 会社の経営方針

4. 先端設備導入による効率化度合の目標
現状 (A) 計画 (B) 比率 (B-A)/A %
千円 千円

5. 先端設備の種類及び導入時期
設備名/方式 建入時期 所在地
1. _____ 年 月
2. _____ 年 月
3. _____ 年 月
4. _____ 年 月
5. _____ 年 月

4. 先端設備導入による効率化度合の目標
現状 (A) 計画 (B) 比率 (B-A)/A %
千円 千円

4. 先端設備導入による効率化度合の目標

現状 (A) 計画 (B) 比率 (B-A)/A %

千円 千円

5. 先端設備の種類及び導入時期

設備名/方式 建入時期 所在地

1. \_\_\_\_\_ 年 月

2. \_\_\_\_\_ 年 月

3. \_\_\_\_\_ 年 月

4. \_\_\_\_\_ 年 月

5. \_\_\_\_\_ 年 月

6. 先端設備導入による効率化度合の目標

現状 (A) 計画 (B) 比率 (B-A)/A %

千円 千円

6. 動用に関する事項

## 様式第24

様式第24

多集約能力強化計画に係る規定や諸書

年 月 日

附

住

名

所

姓

名

姓

中小企業等扶植強化法第36条第1項の規定に基づき、別紙の計画について規定を受けたい

ので申願します。

(敬称) 用紙の大きさは、日本両用規格A4とする。

(印刷) 多集約能力強化計画
1. 会社名
(一) 会社名 事業者の氏名又は名称 代表者の氏名及び名称 本店又は支店の名称 本店 法人番号
設立年月日

2. 多集約能力強化の目標
自家内集約率の目標 自家内集約率の目標の算出 自家内集約率をもととする 自家内集約率の算出
(人件に関する影響)  (建物・設備に関する影響)  (資金に関する影響)  (機器に関する影響)  (その他影響)

3. 多集約能力強化の内容

(1) 会社内集約率をもととする場合における別記表

別記表	別記表の内容	別記表	別記表の内容
-----	--------	-----	--------

3	人の安全確保			
	機器の製造・販売			
	機器の修理・保守			
4	車両等の製造・販売			
5	機器の販売			
6	その他の取扱い			

(2) 事業の実施に当たるため必要な設備

① 事務所又は本社の名称	所在地	
内設項目	設備の名称/型式	所在地
外設項目		
その他		

(3) 有価証券の種類

発行社の名称	期限(ヶ月)	数量	金額(千円)
1			
2			
3			

備註欄

上記に記載し、審査基準を満たさない場合は、(一)及び(二)の書類  
(規則第二十二条(二)項(審査官六十件))上記要件に該当しない旨記載して  
あります。記載する場合は(二)に該当する旨記載して下さい。

(4) 事務所地又は営業の実地に協力する者の名前及び住所並びにその代表者の氏名並びに  
その届け出番号

本社	
支社	
代理店の名称	
取扱の内容	
名前	
会社名	
所在地	
直営者会員名	
代表者会員名	

(5) 平成廿四年度(税)の年間収益、損益及び費用の実績(その他の事業統治力強化の実績)を記載して下さい。

6 実施時期

年　月～　年　月

5. 事業統治力強化を実施するため必要な資金の額及びその調達方法

実需	需用・用途	資金調達法	金額(千円)
予算			

7 考察

(1) 既設法令の遵守(必須)

審査基準に(一)(二)(三)(四)(五)(六)(七)(八)(九)の各款に該当する場合に  
該当する場合は、(一)の申請書類(小字二号)、(二)は企画書(小字二号)、(三)は企  
業計画書(小字二号)、(四)は申請書類(小字二号)、(五)は企画書(小字二号)、(六)は企  
業計画書(小字二号)、(七)は申請書類(小字二号)、(八)は企画書(小字二号)、(九)  
は企画書(小字二号)の書類提出を義務づけます。

(2) その他の審査基準に該当する場合は(参考)を記載して下さい。

(3) 本規則(二十二件)を超過する場合は、(参考)に該当する場合は(参考)を記載して下さい。

(4) 事務所地又は営業の実地に協力する者の氏名並びにその代表者の氏名並  
びにその届け出番号

様式第25  
規定第25  
年　月　日

記  
1 变更事項  
2 变更内容の内容  
(備考)  
用紙の大きさは、日本複葉規格A4とする。

年　月　日付で規定を受けた事業統治力強化計画について下記のとおり変更した  
いので、平成廿五年度(税)の年間収益、損益及び費用の実績に基づき認定を願ります。

(引渡)  
事業統治力強化計画

1 会員登録  
フ リ ガ ナ  
事業者の会員登録書

代表者の会員登録書  
資本又は出資の額  
会員登録料  
法人登録料  
認定年月日

2 事業統治力強化の目標

会員登録の際に記載された 事業統治力強化の目標	事業活動に影響を与える 具体的な内容
年月日	年月日
事業活動に影響を与える 具体的な内容	年月日
年月日	

(人員に関する影響)  
自然災害の発生が  
事業活動に与える影響  
(資金調達に関する影響)  
(設備・設備に関する影響)  
(技術に関する影響)  
(その他の影響)

2 事業統治力強化の内容

(1) 事業統治力強化の内容

項目	初期対応の内容	実現責任の内容	定期対応の内容
----	---------	---------	---------

1	入会の空き地図			
2	登録料の空き地図			
3	登録料の空き地図			
4	その他の空き地図			

(2) 事業活動の場所に開設する支店の所在地
支店の所在地を記入する場合は、上記の欄に記入する。
① 事務室の場所
② 事務室の場所
③ 事務室の場所
④ 事務室の場所

(3) 事業活動の場所の設備の概要
① 事務室の場所
② 事務室の場所
③ 事務室の場所
④ 事務室の場所

上記の欄は、建築基準法(昭和二十九年法律第二百一十号)及び消防法(昭和二十三年法律第二百八十九号)上設置が義務づけられた設備ではあります。

(4) 事業強化力強化の実施に協力する者の名前及び住所並びにその代表者の氏名並びに その職位の内容
① 代表者の氏名
② 代表者の氏名
③ 代表者の氏名
④ 代表者の氏名

上記の欄は、建築基準法(昭和二十九年法律第二百一十号)及び消防法(昭和二十三年法律第二百八十九号)上設置が義務づけられた設備ではあります。

⑤ 事業強化力強化の実施に協力する者の氏名並びにその職位の内容

上記の欄は、建築基準法(昭和二十九年法律第二百一十号)及び消防法(昭和二十三年法律第二百八十九号)上設置が義務づけられた設備ではあります。

(5) 事業強化力強化の実施の監査、訓練及び教育の実施その他事業強化力強化の実現性に 係る監査の実施
① 実施期間
年 月～ 年 月

⑥ 事業強化力強化を実施するため必要な資金の額及びその調達方法

実施額	実施・共済	資金調達方法	金額(千円)
実施額	実施・共済	資金調達方法	金額(千円)

⑦ その他

(1) 開設資金の準備(必要)

事業強化力強化の実施に必要な資金の額及びその調達方法に  
に関する法律(昭和二十九年法律第二百八十九号)、下請代金大払保証契約  
法(昭和三十二年法律第二百四十九号)、下請手小企業強化法(昭和四十一年  
法律第二百四十九号)等に規定する場合があります。

(2) その他の強化力強化に係る監査の実施

(3) その他の強化力強化に係る監査の実施

レンタリング強化制度(貸付)に基づく規制を受けています。
中小企業強化力強化法(昭和三十六年第4号)の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けた ので申請します。
(1) 土地強化に資本する主体を認定する制度 (2) 事業強化・オンラインシステム認定の認定制度

中小企業強化法(昭和三十六年第4号)の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けた  
ので申請します。

(1) 土地強化に資本する主体を認定する制度  
(2) 事業強化・オンラインシステム認定の認定制度

自然灾害等の発生が 事業活動に与える影響	全ての連携事業者が、人・モノ・金・情報の観点から、 然灾害等のリスクによって受けける影響を分析した。 (認識している場合は、チェック) (具体的な内容)
-------------------------	---

4. 渡産業の実力化の内容

- （1）渡産業の実力化における具体的な問題

□ ① 畜産等を通じて生長した長い歴史の問題

（具体的な内容）

□ ② サブリナクションにおける潜在的な問題である。（該当する場合は、チェック。）  
（具体的な内容）

□ ③ 地域における公的公債である。（該当する場合は、チェック。）  
（具体的な内容）

□ ④ その他の問題がある場合である。（該当する場合は、チェック。）  
（具体的な内容）

対象及び目的内容	
① 連携事業実施能力強化 に資する組織、施設 及び設備の購入	
連携事業者それぞれの役割	
対象及び目的内容	
事業活動を 継続するための 資金の調達手段の 選定	
連携事業者それぞれの役割	
対象及び目的内容	
事業活動を 継続するための 資金の調達手段の 選定	
連携事業者それぞれの役割	
備考欄	

④ 対象組織力強化の実現度	⑤ 買付額(万円)	販売額(万円)	販売率(%)
①			
②			
③			
④			

⑥ 買付額の実現率	基準(不採用)	数量	金額(千円)
①			
②			
③			

備考欄

上記の欄は、補助基準(昭和二十九年法規第ニ点(一)及び同法附則  
二十九年法規百八十六号)上設置の義務が課せられた段階ではあります。

⑦ 連携事業実施能力強化の実現に協力する者の名前及び住所並びにその代表者の氏名及び  
会社名又は個人名

会社名
代表者の氏名
職務の内容

会社名
代表者の氏名
職務の内容

⑧ 対象の実施内容の概要、詳細及び暫時の実現手段の連携事業実施手順の実現性を確  
保するための施策

備考欄
備考欄
備考欄

⑨ 實施時間  
年 月～ 年 月

⑩ 連携事業実施力強化を実施するに必要な資金の額及びその調査方法	実施・用途	資金調達方法	金額(千円)
①			
②			
③			

備考欄

備考欄
備考欄
備考欄

様式第27  
認定連携事業実施力強化計画に記載する  
年 月 日

代表者の役職及び氏名

年 月 日付にて認定を受けた連携事業実施力強化計画について下記のとおり変更  
いたします。中小企業等育成支援法第59条第2項の規定に基づき記述を申請します。

記  
1. 変更事項  
2. 変更事項の内容

(備考)  
用紙の大きさは、日本規格規格B4とする。

(回) 通常事業活動力強化計画

1 事業者の概要

(1) 代表者  
事業者の氏名、又は名称  
代表者の氏名及び住所  
登記又は出資登記の欄  
登記番号 \_\_\_\_\_ 有時使用する登記番号の欄  
登記年月日 \_\_\_\_\_

(2) 通常事業活動力強化を行なう中小企業者の代表者を記入。\_

事業者の氏名、又は名称
1 代表者の氏名及び住所 登記又は出資登記の欄 登記番号 _____ 有時使用する登記番号の欄 登記年月日 _____
2 代表者の氏名及び住所 登記又は出資登記の欄 登記番号 _____ 有時使用する登記番号の欄 登記年月日 _____
事業者の氏名、又は名称
1 代表者の氏名及び住所 登記又は出資登記の欄 登記番号 _____ 有時使用する登記番号の欄 登記年月日 _____

通常事業活動力強化を行なう中小企業者の代表者の氏名及び登記年月日

2 事業者の概要

(1) 代表者の氏名及び住所  
登記又は出資登記の欄  
登記番号 \_\_\_\_\_ 有時使用する登記番号の欄  
登記年月日 \_\_\_\_\_

フリガナ 事業者の氏名、又は名称
2 田中 代表者の氏名及び住所 登記又は出資登記の欄 登記番号 _____ 有時使用する登記番号の欄 登記年月日 _____
ヨリ子 事業者の氏名、又は名称
3 田中 代表者の氏名及び住所 登記又は出資登記の欄 登記番号 _____ 有時使用する登記番号の欄 登記年月日 _____

3 通常事業活動力強化の目標

通常事業活動力強化を行なう中小企業者の代表者の概要  
他の事業者の概要  
通常事業活動力強化の目標  
具体的な内容

□全ての通常事業者が、自らが企てたの通りにハサード事例に影響を与える  
自然災害の想定  
(具体的な内容)

□全ての通常事業者が、人・モノ・金・情報の範囲から、自然災害等のリスクに直面する場合に、自分たちの事業を守るために、(実施している場合は、チェック。)

自然災害等が発生した場合に、通常事業者が、従業員等の安全確認を行う手順を取  
り組みている。(実施している場合は、チェック。)  
(具体的な内容)

□全ての通常事業者が、人・モノ・金・情報の範囲から、自然災害等のリスクに直面する場合に、自分たちの事業を守るために、(実施している場合は、チェック。)

自然災害等が発生した場合に、通常事業者が、従業員等の安全確認を行う手順を取  
り組みている。(実施している場合は、チェック。)  
(具体的な内容)

4 通常事業活動力強化の内容

(1) 通常事業活動力強化を行なう通常の範囲  
□合意する範囲で、自分たちの事業がある。  
(具体的な内容)

サブライセンスにおける直接的な連携である。(請当する場合は、チェック。)  
(具体的な内容)

本格的(上位)からの連携である。(請当する場合は、チェック。)  
(具体的な内容)

その他の連携の形態である。(請当する場合は、チェック。)  
(具体的な内容)

(2) 通常事業者の協定書の整備状況

(3) 通常事業活動力強化に関する対策及び取組

対策及び取組の範囲  
通常事業者それぞれの実施  
自然災害等が発生した場合に、通常事業者が、従業員等の安全確認を行う手順を取  
り組みている。(実施している場合は、チェック。)  
(具体的な内容)

(具体的な内容)

通常事業者それぞれの実施

対策及び取組の範囲

自然災害等が発生した場合に、通常事業者が、従業員等の安全確認を行う手順を取  
り組みている。(実施している場合は、チェック。)  
(具体的な内容)

5 対策実施力強化行動団体の構成

(1) 在籍会員数	登記登録会員数	政府等の名前/型式	所在地
1	1	1	1

回数別料金額	回数(千円)	数量	金額(千円)

上記の欄は、被保険者が保険二十二年定期保険二年一月の保険法(昭和二十七年法律第百八十六号)上の要件に基づいて記載せらるる旨を記す。

○ 連携多角的効力強化の実施に協力する者の氏名及び住まいにその代表者の氏名及び

△ そくしょじの内容

住所	
代表者の氏名	
職務の内容	

名前	
住所	
代表者の氏名	

△ 保険の被保険者制の整備、訓練及び教育の実施その他連携多角的効力強化の実効性を確

保するための整備

実施時間	午前	午後
年	月	月

○ 連携多角的効力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施	実施・開催	資金調達方法	金額(千円)

○ 保険の被保険者制の実施に係る組織の構成及びその代表者の氏名及び	保険の被保険者制の実施に係る組織の構成及びその代表者の氏名及び	△ そくしょじ
△ そくしょじの内容	△ そくしょじの内容	△ そくしょじ